

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則及び
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の
運用についての一部改正に対する意見募集の結果について

令和3年6月18日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

経済産業省では、令和3年4月22日付けで、標記意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともガス保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和3年4月22日(木)～令和3年5月21日(金)
- ・告知方法：ホームページに掲載
- ・意見提出方法：意見提出フォーム、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見募集の結果

7件

○改正内容についての御意見と経済産業省の考え方

	御意見	考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知県内においては、プロテクターを装着している50kg容器にあつては、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置への取り付け又はプロテクターの開口部に鎖を通して固定することを自主基準としています。こうした対策が継続できるよう要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 充てん量20kgを超える容器について、「プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる」ことを、施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）に加えました。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 30kg容器の解釈は、 	<ul style="list-style-type: none"> ● 30kg容器については、50kg容器と同様の扱いです。 ● 扱いを明確化するために、充てん量20kgを超える容器と、充てん量20kg以下の容器に分けて記載しました。
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則18条2項追加ライン部「浸水の恐れのある地域においては、（屋外にある）充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。」に（屋外にある）を追加してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内（屋根、柱及び壁（窓を含む）によって全てを囲まれている空間）に置くことが認められている充てん容器等が、屋内にある場合は、充てん容器等が流されることを防止する措置が講じられているとみなすことができます。
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 容器の二重掛け工事を行う際、お客様の外壁に穴を開ける作業が伴うため、当然そのお客様の同意が必要となります。もし、無断で外壁に傷を付けると器物破損罪にも問われる可能性もあるため、その同意が得られない場合の措置はどのようにしたら良いのか。また、平日の在宅率が悪い昨今、同意を得るのに必要なパンフレットの工夫も重要になると思う。 ● 容器転倒防止チェーンのフックの取り付けを消費者に拒否された場合、法制化後の処置方法。 ● 洪水浸水想定区域へ取付推進に当たり、お客様にお知らせできる周知チラシがあると活用して行きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立支柱ユニットの使用が考えられます。 ● パンフレットなどについては団体などの協力が得られるよう検討してまいります。

5	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村の洪水ハザードマップの想定浸水深の表記方法が0.5m未満 0.5m～3.0m未満 3.0m～5.0m未満 5.0m～10.0m未満に区別されています。対象地域を「1m以上の浸水が想定されている地域」とした場合、判断基準になるものがなく混乱することが予想されます。明確にわかる判断基準が必要と思われます。 ● 洪水想定浸水区域図やハザードマップ等閲覧してもほとんどが0.5m以上3m未満の区切りで作成されており、今回の条件として挙がっている1mという地域が特定できません。仮に3m未満をあてはめなさいというのであれば、1mという区切りは適当でないと考えます。 ● 配送時及び検針時又は定期点検時において、供給設備の点検の良否判定をする場合、1m以上の浸水地域であることを、その点検員がどのように把握するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 m以上の浸水区域等が公表されているか、自治体等に確認してください。浸水深1 m以上の区切りがない場合、浸水深0.5m～3.0m未満のゾーンは対象です。 ● 事前に、ハザードマップ等における需要家の位置を確認した上で、点検等を行うことが望まれます。
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 雪の降り始め時期について、容器交換に支障がでる可能性を示す指標となるようなものがあると判断の参考になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の事情、設置場所の事情によって異なりますので、一律の判断基準を提示することは困難です。
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正案により、今後メーカーから想定区域に推奨される専用固定具など新しい商品として出てくる事も期待されます。メーカーの技術的な進歩の後押しに、引続き関係団体への取組み要請をお願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引続き関係者への取組のお願いをしていきます。